

*2017年11月（第2版）（新記載要領に基づく改訂）
2009年12月（第1版）

機械器具（35）医療用はさみ
一般医療機器 はさみ（JMDN：35325001）

は さ み

【禁忌・禁止】

- ・本製品を曲げ、切削、打刻等の二次的加工をすることは、折損等の原因となるので行わないこと。
- ・本製品を手術以外の目的で使用しないこと。

【形状・構造及び原理等】

ハンドルを開閉操作することにより、先端部が開閉する。これにより、組織、臓器を切開、剥離できる。

（材質）ステンレス鋼 SUS、ポリエーテルエーテルケトン

【使用目的又は効果】

本製品は、手術用に使用する医療機器です。圧迫、圧挫、切除、剥離、縫合等のために用いる。

【使用方法等】

1. 患部に直接、あるいは刺入したトロカール外套管などを通じて本製品を挿入し、切開・剥離などを行う。
2. 本製品を患部から抜き取り、洗浄、消毒、滅菌を行う。

【使用上の注意】

- ・使用前に必ず洗浄、所定の方法にて滅菌を行ってから使用してください。
- ・使用時には、必要以上の力（応力）を加えないこと。
- ・使用後は、付着している血液、体液、組織、及び薬品等が乾燥しないよう、直ちに洗浄液等に浸漬すること
- ・塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるので使用後は直ちに洗い流してください。
- ・使用後は、必ずミルクテック等の潤滑剤浸漬を行ってください。出来ない場合には、油拭を行ってください。
- ・滅菌はオートクレーブ滅菌、EOG滅菌、または、プラズマ滅菌等で行うこと。

【保管方法及び有効期間等】

- ・貯蔵、保管にあたっては、洗浄をした後、腐食を防ぐために保管期間の長短に関わらず乾燥すること。
- ・滅菌済みのものを貯蔵保管するにあたっては、再汚染を防ぐため清潔な場所に保管するとともに、有効保管期間を遵守すること。
- ・製品の耐用年数は、購入後1年間、または30症例のうち短い方とする（自己認証による）。

【保守・点検に係る事項】

- ・使用後は、できるだけ早く血液、組織等の汚物を除去し、感染防止のためにウツシャージェイスンフェクター等にかけて、洗浄消毒すること。
- ・洗浄装置で、洗浄する場合には器具同士が接触して損傷することのないよう注意すること。
- ・洗剤の残留がないよう十分にすすぎを行うこと。
- ・洗浄後は、腐食防止のために直ちに乾燥すること。
- ・使用前には、汚れ、傷、曲がり、等異常がないことをチェックしてください。
- ・洗浄にあたっては、金属たわし、クレンザー等は、器具の表面が損傷するので、使用しないで下さい。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：

株式会社平和医療器械

山口県防府市戎町2丁目4-37

TEL:0835-22-3658 Fax:0835-22-3678

製造業者：

ドフナーインスツルメンテ ゲーエムベーハー

フェーレンストリート9, D78532, トットリゲン

輸入先国名 ドイツ

IS013485/2003 acquired